

作成日：2014 年 12 月 18 日
改訂日：2024 年 04 月 01 日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名 称:ターマラスト(刷毛塗りタイプ)
会 社 名:中日本高速技術マーケティング株式会社
住 所:名古屋市中区栄 2-3-31 CK22 キリン広小路ビル 2F
担 当 部 門:技術営業部
電 話 番 号:052-228-8151 F A X:052-228-8152
緊急連絡先:技術営業部 電 話 番 号:052-228-8151
整 理 番 号:ターマラスト(刷毛塗りタイプ) -05

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分3
健康に対する有害性:	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2A
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系 腎臓 呼吸器 肝臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分3(麻酔作用 気道刺激性) 区分1(呼吸器 神経系 中枢神経 系)
		区分2(肺)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性)	区分3
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分3

※記載なきGHS分類区分:区分に該当しない/分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

- H226 引火性液体及び蒸気
- H315 皮膚刺激
- H319 強い眼刺激
- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H336 眠気又はめまいのおそれ
- H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系、中枢神経系の障害
- H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害のおそれ
- H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

予防策:

- 熱/火花/裸火/高温のもの のような着火源から遠ざけること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

対応:	屋外または換気の良い場所で使用すること。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 取り扱い後はよく手を洗うこと。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 環境への放出を避けること。
	火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器を使用すること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。 吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。 漏出物を回収すること。
保管	容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が立ち入れないような管理された場所で保管すること。
廃棄	内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
高濃度カルシウムスルホン酸アルキド 樹脂	登録済み	登録済み	55～65
ミネラルスピリット	—	64742-47-8 64742-82-1	25～35
トリメチルベンゼン	(3)-3427	25551-13-7	1.5
1,3,5-トリメチルベンゼン	(3)-7,(3)-3427	108-67-8	0.4
1,2,4-トリメチルベンゼン	(3)-7,(3)-3427	95-63-6	0.9
n-ノナン	(2)-9	111-84-2	1.1
キシレン	(3)-3,(3)-60	1330-20-7	1 未満
酸化チタン(IV)	(1)-558,(5)-5225	13463-67-7	1～10
カーボンブラック	—	1333-86-4	1 未満

4. 応急処置

目に入った場合:	水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
皮膚に付着した場合:	布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
吸入した場合:	直ちに空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合:	直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤:	粉末、炭酸ガス、泡。
使ってはならない消火剤:	冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
特有の消火方法:	可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。

消火を行うものの保護: 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

許容濃度 (ACGIH) 参照先: <https://www.acgih.org/>

人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置: 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。
作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。

環境に対する注意事項: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。

回収・中和: 土砂等(の不燃物)で囲みビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら回収する。

封じ込み及び浄化の方法・機材: 拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して空容器に回収する。

二次災害の防止策: 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、火災の発生を防ぐ。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。

局所排気・全体換気: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。

安全な取り扱い注意事項: 周辺で火気の使用、発生のないこと。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い区域のみで使用する。
取扱い後は、よく手を洗うこと。

接触回避: 「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管:

技術的対策: 保管場所には、危険物を貯蔵し取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

保管条件: 酸化剤、酸から離して保管する。
容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
施錠して保管すること。

混色禁止物質: 「10. 安定性及び反応性」を参照。

容器包装材料: 金属製で密閉可能な容器。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 (ACGIH) 参照先: <https://www.acgih.org/>

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
高濃度カルシウムスルホン酸アルキド樹脂	未設定	未設定	未設定
ミネラルスピリット	未設定	未設定	未設定
トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	設定あり
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	設定あり
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	設定あり
n-ノナン	未設定	200ppm(1050mg/m ³)	設定あり
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	設定あり
酸化チタン(IV)	未設定	0.3mg/m ³ ;総粉塵 2mg/m ³ 吸入性粉塵 1.5mg/m ³	設定あり

カーボンブラック	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	設定あり
----------	-----	--	------

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
高濃度カルシウムスルホン酸アルキド樹脂	未設定	未設定
ミネラルスピリット	未設定	未設定
トリメチルベンゼン	未設定	未設定
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
n-ノナン	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
酸化チタン(IV)	未設定	未設定
カーボンブラック	未設定	未設定

設備対策： 換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。
電気機器は防爆構造とする。
取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具： 有機ガス用防毒マスク 送気マスク
手の保護具： 不浸透性の保護手袋
目の保護具： 保護メガネ
皮膚及び身体の保護具： 不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状態、形状等： 粘稠液状
色： 灰色
臭い： 溶剤臭
融点／凝固点： データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲： データなし
可燃性： データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界： データなし
引火点： 42℃以上
自然発火温度： データなし
分解温度： データなし
pH： データなし
動粘性率： データなし
溶解度： データなし
n-オクタノール／水分配係数(log値)： データなし
蒸気圧： データなし
密度及び／又は相対密度： 1.1g/cm³
相対ガス密度： データなし
粒子特性： データなし
その他情報： データなし

10. 安定性および反応性

安定性： 通常取り扱い条件下では安定である。
反応性： 引火性液体。
避けるべき条件： 容器の加圧、熱及び発火源への接触、低所、閉所に蒸気が充満しないよう留意する。
混触危険物質： 強酸化剤。
危険有害な分解生成物： 炭素酸化物および硫黄酸化物(COX/SOX)。

1 1. 有害性情報

急性毒性:	経口:	急性毒性推定値が 5000mg/kg 超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮:	急性毒性推定値が 5000mg/kg 超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入(気体):	GHS 定義による気体ではない。
	吸入(蒸気):	急性毒性推定値が 27777.777778ppm のため区分 5 とした。 JIS Z 7252 に採用されていないため区分 5 から区分に該当しないに変更。
	吸入 (粉じん・ミスト):	急性毒性推定値が 6.9444444mg/l のため区分 5 とした。 JIS Z 7252 に採用されていないため区分 5 から区分に該当しないに変更。
皮膚腐食性/刺激性:		区分 2 の成分合計が 100%のため、区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷 /眼刺激性:		眼区分 2A の成分合計が 90%のため、区分 2A とした。
呼吸器感受性:		データ不足のため分類できない。
皮膚感受性:		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性:		データ不足のため分類できない。
発がん性:		データ不足のため分類できない。
生殖毒性:		区分 1B の成分が 10%のため、区分 1B とした。
生殖毒性・授乳影響:		データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露):		区分 1(肝臓)の成分が 10%のため、区分 1(肝臓)とした。 区分 1(呼吸器)の成分が 10%のため、区分 1(呼吸器)とした。 区分 1(腎臓)の成分が 10%のため、区分 1(腎臓)とした。 区分 1(中枢神経系)の成分が 10%のため、区分 1(中枢神経系)とした。 区分 3(麻酔作用)の成分合計が 100%のため、区分 3(麻酔作用)とした。 区分 3(気道刺激性)の成分合計が 100%のため、区分 3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露):		区分 1(呼吸器)の成分が 10%のため、区分 1(呼吸器)とした。 区分 1(神経系)の成分が 10%のため、区分 1(神経系)とした。 区分 1(中枢神経系)の成分が 10%のため、区分 1(中枢神経系)とした。 区分 2(肺)の成分が 10%のため、区分 2(肺)とした。
誤えん有害性:		動粘性率が不明のため、分類できないとした。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性):	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が100%のため、区分3とした。
水生環境有害性 長期 (慢性):	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が100%のため、区分3とした。
生態毒性:	データなし。
残留性・分解性:	データなし。
生体蓄積性:	データなし。
土壌中の移動性:	データなし。
オゾン層への有害性:	データ不足のため分類できない。

1 3. 廃棄上の注意

産業廃棄物として許可を受けた専門業者に委託する。
容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に処分する。
容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。

海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類：クラス 3

国連番号：1 2 6 3

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：	特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 灯油(政令番号:380) 石油ナフサ(政令番号:330) トリメチルベンゼン(政令番号:404) ノナン(政令番号:432) キシレン(政令番号:136) 酸化チタン(IV)(政令番号:191) カーボンブラック(政令番号:130)
労働安全衛生法 (令和6年4月1日施行分)：	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) カーボンブラック(政令番号:130) キシレン(政令番号:136) トリメチルベンゼン(政令番号:404) ノナン(政令番号:432) 灯油(政令番号:380) 石油ナフサ(政令番号:330) 酸化チタン(IV)(政令番号:191) 濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)
毒物及び劇物取締法：	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)：	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) トリメチルベンゼン(管理番号:691)(2.8%) 第2種指定化学物質(法第2条第3項、施行令第2条別表第2) ノナン(管理番号:791)(1.1%)
化審法：	優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法：	第4類 引火性液体 第二石油類(非水溶性)
水質汚濁防止法：	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
悪臭防止法：	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法：	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(有機溶剤中毒予防規則中の該当物質) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
海洋汚染防止法：	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 油性混合物(施行規則第2条の2) 危険物(施行令別表第1の4)

	有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))
	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)
外国為替及び外国貿易法:	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法:	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法:	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法:	その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法):	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法:	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものです。必ずしも充分とはいえないので取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS): JIS Z 7253: 2019)
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月(社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料/製品メーカーSDS